



Vol.98

杜若経営法律事務所 弁護士 岸田鑑彦

ハラスメント相談者から受領した資料の取り扱い②

令和3年12月号でご紹介した京丹後市事件（京都地裁令和3年5月27日判決）をあらためて取り上げます。この事件は幼稚園の教諭だった原告が①園長からパワハラに当たる言動等を受けたこと、②被告がパワハラについて適切な調査を怠ったこと、③パワハラの証拠として被告に提出した原告の日記のコピーを、原告の承諾なく、被告職員によって複製され、市長以外の者に閲覧され、地方公務員災害補償基金京都支部及び園長に交付されるなどしたこと、④被告職員に対し、日記のコピーの返還を求めたが、返還してもらえなかったことにより、うつ病を発症し、又はうつ病が悪化したなどと主張して、安全配慮義務違反による債務不履行又は国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求をした事案です。

今回は、日記のコピーをパワハラ加害者と主張する園長に交付したことの違法性について解説しました。今回は、資料の複製の可否、地方公務員災害補償基金への交付の適否について解説します。

1 原告が提出した日記のコピー

原告は、父又は母を通じて、園長から受けたパワハラの証拠として、日記の写しを提出しました。

そこで被告は、パワハラの事実調査のため、日記のコピーを複数作成し、関係する職員らに閲覧させました。

原告は、このような日記の取り扱いについて個別の同意をしておらず、原告に無断で日記を被告職員に閲覧させた行為が違法であると主張しました。

2 裁判所の判断

裁判所は、被告職員が、原告の個別の承諾を得ることなく、日記のコピーを複数作成していることを認めたものの、パワハラの調査目的のため、必要性・相当性の認められる範囲内であれば、被告職員が日記のコピーを作成することを許容していたと解するのが相当であるとしました。

そのため仮に個別の承諾を得ていなくても、上記の目的の範囲内にとどまる限り、違法ではないと判断しました。

このようにパワハラ調査の際に相談者から受領する資料については、パワハラ調査の目的であれば特に提供者からの限定がない限りコピーすることは許容されるものの、コピーが散逸しないように気を付ける必要があります。

3 公務災害補償基金にコピーを提供した行為

被告は、公務災害補償基金に対し、公務災害の認定請求に関する調査資料として、日記のコピーを送付しました。

この点についても、原告の承諾を得ておらず、原告に無断で日記を送付したことが違法であると主張しました。

被告は、これもパワハラ調査目的に沿ったものであると主張しました。

4 裁判所の判断

裁判所は、公務災害補償基金は、公務災害に係る各種補償を行うことなどをその業務とする地方共同法人であるところ、この提供行為は、被告におけるパワハラの調査目的のための利用ではないから、直ちに上記利用目的内の行為であるとは認め難く、原告が、提供行為を当然に許容していたものと評価することはできないとしました。

そのため、日記のコピーを提供した行為は、原告のプライバシーに係る情報の目的外利用に当たり、原告もこの提供行為を当然に許容していたと評価することはできないとし、原告の事前の同意がない限り、許されないと判断しました。

それに日記には、原告が園長から受けたとされるパワハラの内容やそれを受けての原告の思いなどが記載されており、その秘匿性も相当程度高いことにも照らせば、被告職員の上記行為は、原告のプライバシーを侵害するものとして、国家賠償法上違法であると判断しました。

5 目的外利用には注意が必要

パワハラ調査のために当事者や関係者から資料の提供を受けることがありますが、やはりパワハラ調査のために提供をされた以上、それ以外の目的の利用にならないかについては常に注意が必要です。

その利用が目的の範囲内か否かについて判断に迷うときは、念のため提供者に事前に確認して同意を得ることが望ましいといえます。

以上